

## ○中泊町長の交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町長の交際費(以下「交際費」という。)について、適正な執行と透明性を確保するため、町長が、町を代表して行う外部の個人又は団体との交際費の支出基準及び支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支出基準)

第2条 交際費の支出区分及び支出範囲は、次に掲げるものとし、その支出基準額は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 弔慰 町政関係者本人の死亡に際して支出する。
- (2) 慶祝 各種総会、大会、式典、行事等に町長等が出席する場合に支出する。
- (3) 会費 各種会合等に町長等が出席する場合にその会費の実費を支出する。
- (4) 贈答費 町への訪問者、訪問先に対する土産、特産物等を購入する場合に実費を支出する。
- (5) その他 前各号に規定するもののほか、外部の個人又は団体との交渉等に際し町長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

### (公表内容)

第3条 交際費の支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、中泊町情報公開条例(平成17年中泊町条例第11号)第5条の規定に基づき公開しないことができるものについては、個人名等は、公表しないものとする。

### (公表の時期及び方法)

第4条 交際費の公表は、町長交際費支出状況(別記様式)により、毎月、当月分を翌月末までに中泊町ホームページに掲載する方法により行うほか、閲覧の申出があった場合には、総務課において町長交際費支出状況を閲覧に供するものとする。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、町長交際費の取扱いについて必要な事項は、町長が

別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

この要綱は、平成30年6月18日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

この要綱は、令和 2年12月22日から施行する。

別表(第2条関係)

弔慰金

区分		香典	盛花	備考
特別職	現職	10,000円	20,000円	
	元職	5,000円	20,000円	
町議会議員	現職	10,000円	20,000円	
	元職	5,000円		
行政委員会の長	現職	10,000円	20,000円	
行政委員会の委員	現職	5,000円	20,000円	
各種委員会の委員	現職	5,000円		
一般職	現職	5,000円	20,000円	
町選出県議会議員	現職	10,000円	20,000円	
	元職	5,000円	20,000円	
行政連絡員	現職	5,000円		
町消防団長	現職	10,000円	20,000円	
	元職	5,000円		
副団長	現職	5,000円		
本団附分団長	現職	5,000円		
分団長	現職	5,000円		
西北五つがる	現職	10,000円	20,000円	
管内首長	前職	10,000円		
上記以外の 県内首長	現職	10,000円		
	前職	5,000円		

慶祝会費等

区分		祝儀等	備考
各種総会・大会式	飲食を伴わないもの	3,000円	
典・行事・会合等	飲食を伴うもの	5,000円以内又は会費相当額	

別記様式(第4条関係)

町長交際費支出状況

( 年 月分)

年月日	区分	件名	金額(円)
		合計	

累計( 年度)

区分	月分		年度累計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)
弔慰				
慶祝				
会費				
贈答費				
その他				